

『EU 競争法の手続と実務〔全訂版〕』

目次

第1章 EU 競争法下の執行機関

I 問題点の概説	2
1 EU 競争法	2
2 EU と EU 競争法の執行機関	3
II EU 競争法の執行機関	4
1 欧州理事会	4
(1) 組織の概要	4
(2) 組織の目的および役割等	4
(3) 決議の形式等	5
2 欧州連合理事会（閣僚理事会）	5
(1) 組織の概要	5
(2) 組織構成	5
(A) 閣僚理事会の構成員	5
(B) 閣僚理事会の議長	6
(C) 特別機関	6
(3) 閣僚理事会の目的および機能	6
(4) 閣僚理事会の権限	7
(A) 立法手続	7
(B) 外交政策	8
(C) 予算策定	8
(5) 閣僚理事会の招集と運営	8
(6) 常駐代表委員会	9
3 欧州委員会	10
(1) 組織の概要	10

目次

(2) 組織構成	10
(3) 委員の選任等	10
(4) 欧州委員会の権限等	11
4 欧州議会	13
5 諮問委員会	14
(1) 協定や支配的地位に関する諮問委員会	14
(2) 企業結合案件を扱う諮問委員会	14
6 司法裁判所	15
7 国内裁判所および国内競争当局	16

第2章 欧州委員会による調査の端緒

I 問題点の概観	18
1 EU競争法の政策目的	18
2 EU競争法の実体法体系	18
II 第三者による苦情申立て(1) (TFEU 条約101条および 102条)	20
1 苦情申立ての対象(1)——TFEU 条約101条の概要	20
(1) TFEU 条約101条 1項の概要	20
(2) TFEU 条約101条 1項の構造	21
(A) 事業者 (undertaking)	21
(B) 協定	22
(C) 事業者団体の決定	23
(D) 共同行為	23
(E) 加盟国間の取引に対する影響	24
(F) 目的または効果	26
(G) 感知しうる効果 (appreciable effect on competition)	31
(3) TFEU 条約101条 2項の概要	33

(4) TFEU 条約101条 3 項の概要(1)——個別適用免除	33
(A) 問題点の概説	33
(B) TFEU 条約101条 3 項の適用	33
(C) TFEU 条約101条 3 項の解釈	35
(D) TFEU 条約101条 3 項の判断時点	37
(E) TFEU 条約101条 3 項の判断者	37
(5) TFEU 条約101条 3 項の概要(2)——一括適用免除	38
2 苦情申立ての対象(2)——TFEU 条約102条の概要	39
(1) TFEU 条約102条の概説	39
(2) TFEU 条約102条の趣旨および目的	39
(3) TFEU 条約102条の分析手法	40
(4) TFEU 条約102条の構造	41
(A) 「支配的地位」について(1)——定義	41
(B) 「支配的地位」について(2)——市場占有率	42
(C) 「濫用行為」について	45
2 苦情申立ての主体	46
(1) 苦情申立適格	46
(2) 苦情申立ての主体要件（「正当な利益」）	47
(3) 苦情申立てと匿名性	47
3 苦情申立ての方法等	48
(1) 苦情申立ての書式および内容	48
(A) Form C を用いた苦情申立て	48
(B) Form C を用いない苦情申立て	48
(2) 苦情申立てに関する実務的考慮	49
4 苦情申立てに基づく欧州委員会の事前調査	51
(1) 欧州委員会における手続の概要	51
(2) 欧州委員会における実務	53
5 苦情申立てに基づく欧州委員会の調査	53
(1) 欧州委員会における手続の概要	53

(2) 欧州委員会における実務	53
6 暫定措置	54
7 苦情申立人の調査活動への関与	55
8 苦情申立てが却下された場合の手続	56
(1) 根拠不十分による却下	56
(A) 追加情報の提供要請	56
(B) 苦情申立人の意見提出	56
(C) 不作為訴訟の提起	57
(2) 加盟国競争当局の調査開始による却下	57
(3) 却下決定に対する不服申立て	57
III 第三者による苦情申立て(2) (企業結合)	59
1 苦情申立ての対象	59
(1) 基礎的判断基準	59
(2) 実質的分析	60
(A) 関連市場の画定	61
(B) 市場占有率の算定	61
(C) セーフハーバー	62
(D) 水平的合併ガイドラインが扱う非市場構造的分析要素	63
(E) 混合合併および垂直合併における分析要素	65
(F) 共同の支配的地位 (Collective Dominance)	68
2 企業結合審査における第三者の役割	72
(1) 問題点の概説	72
(2) 欧州企業結合規則における苦情申立て	72
(3) 11条請求	73
(A) 11条請求の根拠等	73
(B) 11条請求の種類および回答等	74
(C) 不正確な情報提供による効果等	74
(D) 11条請求と企業秘密	75

(E) 特別調査チームの編成	75
(4) 企業結合審査における第三者の手続的関与	75
(A) 口頭審理への参加	75
(B) 不服申立て	78
IV 情報源からの情報収集および職権調査	78
1 問題点の概説	78
2 欧州委員会と加盟国競争当局の情報交換	78
3 情報請求	79
4 一般調査	80

第3章 欧州委員会の調査手続

I 問題点の概説	82
II 調査手続	83
1 情報請求	83
(1) 情報請求の種類	83
(2) 情報請求の方法	83
(3) 情報請求の拒絶等に対する制裁	84
2 立入調査	84
(1) 問題点の概説	84
(2) 立入調査の概要	86
(A) 立入調査の全体像（手続の流れ）	86
(B) 立入調査と弁護士秘匿特権	89
(C) 立入調査妨害に対する制裁	90
(D) 加盟国競争当局による補助	94
(E) 立入調査に対する実務対応	95
(3) 立入調査時の具体的調査手段	96
(A) 事業所等への立入り	96

目次

(B) 記録および帳簿の閲覧	98
(C) 記録等の複写の作成	102
(D) 封 印	102
(E) 従業員等に対する質問	102
3 供述録取	106
4 欧州委員会との会議	107
(1) 問題点の概説	107
(2) 会議の方式等	107
(A) State of Play meetings	107
(B) 三者会議	109
(C) 競争担当委員等との会議	109
(D) 重要書面のレビュー会議	109
III 欧州委員会の調査手続と弁護士依頼者特権	110
1 問題点の概説	110
2 弁護士依頼者特権の適用	111
(1) 弁護士依頼者特権適用の要件	111
(A) 通信の相手方について	111
(B) 書面の作成目的	113
(2) 立入調査時における弁護士依頼者特権	114
IV 委員会記録の閲覧謄写	116
1 問題点の概説	116
2 閲覧謄写手続の概要	117
(1) 閲覧謄写権の主体と行使時期	117
(A) 対象事業者の閲覧謄写権	117
(B) 苦情申立人の閲覧謄写権	117
(2) 閲覧謄写の対象	118
(A) 委員会資料の範囲	118
(B) 秘密資料（閲覧謄写の対象外資料）	118

(C) 是正請求権	120
(3) 公開資料と非公開資料の分類	121
(A) ファーストレビュー	121
(B) 非関連資料の返却	121
(C) 資料分類	121
(4) 秘密情報の範囲の確定手続	122
(A) 秘密情報の特定請求	122
(B) 秘密情報の範囲について欧州委員会と意見が相違する場 合の手続	122
(5) 閲覧謄写の方法等	124
(6) 秘密情報閲覧に関する特別手続	125
V 時効	127
1 実体法および手続法違反の時効	127
(1) 問題点の概説	127
(2) 時効の起算点	127
2 制裁金の執行と時効	129

第4章 暫定措置

I 問題点の概説	132
II 暫定措置の発令要件	132
1 問題点の概説	132
2 欧州委員会の実務	132
(1) Sealink 事件	132
(2) IMS-Health 事件	133
III 暫定措置の申請	136

第5章 確約手続

I	問題点の概観	138
II	確約手続の手続	139
1	確約手続の要件	139
(1)	成立要件	139
(A)	問題点の概説	139
(B)	欧州委員会の実務	139
(2)	実体要件	148
(3)	手続要件	150
2	確約手続の運用	153
3	確約手続の内容	154
III	確約手続成立の効果	155
IV	第三者の権利	156
1	問題点の概要	156
2	欧州委員会の実務	156

第6章 和解手続

I	問題点の概観	160
II	カルテル和解手続の概要	162
1	本質的特徴	162
2	和解手続の概観	163
(1)	和解手続の適否の判断主体および適格性	163
(2)	和解手続開始	163
(3)	正式協議	164
(A)	第1回正式会議	164

(B) 第2回正式協議	165
(C) 第3回正式協議	165
(4) 和解提案について	165
(5) 和解提案提出後の手続	166
3 和解成立による効果	167
4 和解提案に対する保護	167

第7章 欧州委員会の決定手続

I 問題点の概説	170
II 欧州委員会による決定手続（TFEU 条約101条および 102条）	171
1 異議告知書の送付	171
(1) 異議告知書の趣旨	171
(2) 異議告知書の送達	171
(3) 委員会記録の閲覧謄写	172
2 答弁書の提出	173
(1) 答弁書の提出期限	173
(2) 提出部数等	174
(3) State of Play Meetings	174
(4) 欧州委員会の実務	174
3 口頭審理	175
(1) 口頭審理の申請	175
(2) 聴聞主宰官の位置付け	175
(3) 口頭審理の開催	176
(A) 口頭審理の準備	176
(B) 口頭審理の期日	177
(C) 口頭審理の参加当事者	177

(D) 口頭審理の進行	179
4 口頭審理実施後の手続	180
(1) 暫定報告書（Interim Report）の作成	180
(2) 最終報告書（Final Report）の作成	181
(3) 諮問委員会の開催	181
5 欧州委員会による決定の発令	181
III 欧州委員会による決定手続（企業結合）	182
1 問題点の概説	182
2 事前届出の提出要件	182
(1) 連合規模	182
(2) 売上計算	184
(3) 集中	187
(4) 簡易手続	190
(A) 問題点の概説	190
(B) 適用要件等	190
(C) 適用例等	191
(5) 除外規定	191
3 管轄および移送	192
(1) One Stop Shop 原則	192
(A) Legitimate interest による例外	192
(B) 国家安全保障による例外	195
(2) 加盟国への移送	195
(A) 事前届出前の移送	195
(B) 事前届出後の移送	196
(3) 欧州委員会に対する移送	197
(4) 事後届出	198
4 事前届出の提出	200
(1) 事前届出の提出	200

(2) 待機期間	203
(A) 問題点の概説	203
(B) ガン・ジャンピング	204
(3) 審査権限	210
(4) 第1段階 (Phase I)	211
(5) 第2段階 (Phase II)	213
(6) 問題解消措置	216
(A) 問題点の概観	216
(B) 問題解消措置ガイドラインの概要	217

第8章 欧州委員会による執行手続

I 問題点の概説	226
II 制裁金	226
1 問題点の概説	226
2 理事会規則の解釈	227
(1) 事業者	227
(2) 故意または過失	228
(3) 売上の地理的範囲	229
(4) 売上の事業者範囲	229
(A) 親会社の責任	229
(B) ジョイントベンチャーに対する出資者の責任	231
(C) 持株会社の責任	232
(D) 承継事業者の責任	234
3 制裁金算定ガイドライン	236
(1) ガイドライン制定の経緯	236
(2) ガイドラインに基づく計算	237
(A) 基礎額の算定	237

目次

(B) 基礎額の調整	241
(C) 制裁金額の算定	246
4 制裁金減免制度	247
(1) 問題点の概観	247
(2) 制裁金免除申請	248
(A) 証拠要件	248
(B) 人的要件	253
(C) 免除の手続	257
(3) 制裁金減額申請	260
(A) 証拠に関する要件	260
(B) 人的要件	261
(C) 減額申請の手続	262
5 制裁金の支払い	263
6 比例原則および平等原則	264
III 履行強制金	265
IV 排除措置命令	266
1 問題点の概説	266
2 欧州委員会の実務	267
(1) 排除措置命令の履行状況の監視	267
(2) セーフハーバーの設定	270
(A) 背景事情	270
(B) 欧州委員会の認定	271
(C) 欧州委員会の判断に対する考察	271
(3) 強制実施	273
(A) 問題点の概説	273
(B) 欧州委員会の実務	273
V 適用免除決定	275

第9章 加盟国による執行手続

I	問題点の概観	278
II	担当競争当局の決定	279
	1 担当競争当局の決定方法	279
	2 制裁金減免申請	281

第10章 一般裁判所における手続

I	問題点の概観	284
	1 一般裁判所の概観	284
	(1) 一般裁判所の構成	284
	(2) 使用言語	284
	(3) 裁判所補佐官	285
	(4) 事務総長	285
	(5) 法廷の形態	286
	(A) 大法廷	286
	(B) 小法廷	286
	(6) 一般裁判所の審議	287
	2 一般裁判所の審理手続の概説	288
	(1) 一般裁判所の裁判管轄	288
	(2) 一般裁判所の審理手続	289
	(A) 書面手続と口頭手続	289
	(B) 訴訟費用	289
II	提訴原因	291
	1 取消決定	291
	(1) 問題点の概観	291

目次

(2) 提訴対象	291
(A) TFEU 条約101条および102条	292
(B) 企業結合	292
(C) 国家援助	294
(3) 訴えの利益	296
(A) TFEU 条約101条および102条	297
(B) 企業結合	297
(C) 国家援助	299
(4) 審査根拠	301
(A) 権限違反	304
(B) 手続違反	304
(C) TFEU 条約その他の法令違反	307
(D) 権限濫用	309
(5) 審査基準	309
(6) 取消決定の効果	310
2 不作為	312
(1) 提訴条件	312
(2) 審査対象となる不作為	313
(3) 訴えの利益	313
(4) 審査基準	313
(5) 判決の効果	313
3 暫定命令	314
(1) 暫定命令の要件	315
(2) 暫定命令の内容	315
(A) TFEU 条約101条および102条	315
(B) 企業結合	316
(C) 国家援助	316
4 損害賠償請求	317
(1) 訴えの利益	317

(2) 請求原因	317
(A) 違法行為	318
(B) 現実の損害	319
(C) 因果関係	320
III 審理手続	320
1 書面手続	321
(1) 訴状の提出	321
(A) 訴状の提出方法	321
(B) 訴状の記載事項等	322
(C) 送達	323
(D) 公告	324
(2) 答弁書 (Defense) の提出	324
(3) 反論書 (Reply) および再反論書 (Rejoinder) の提出	325
(4) 暫定報告書の作成	325
(5) 口頭審理準備手続および準備質問手続	326
(A) 口頭審理準備手続	326
(B) 準備質問手続	327
(6) 秘密情報の扱い	329
2 口頭審理	329
(1) 口頭審理の開催	329
(2) 口頭審理の当事者への通知等	330
(3) 口頭審理の手続	330
3 判決言渡し——判決書	333
4 欧州司法裁判所への上訴	333
(1) 上訴の提起	333
(A) 上訴申請書の提出	333
(B) 上訴申請書提出後の審理の概要	334
(2) 上訴における主張	335

5 特殊な審理形態	336
(1) 訴訟参加	336
(2) 並行審理	338
(3) 迅速手続 (Expedited Procedure)	339

第11章 欧州司法裁判所における手続

I 問題点の概観	344
1 欧州司法裁判所の概要	344
(1) 欧州司法裁判所の構成	344
(2) 使用言語	344
(3) 裁判官	345
(4) 裁判所補佐官	346
(5) 予審裁判官	348
(6) 事務総長	348
(7) 訴訟費用	349
(8) 法廷の形態	350
(A) 全員廷	350
(B) 大法廷	350
(C) 小法廷	350
2 欧州司法裁判所の管轄	351
(1) 先決的判例 (Preliminary Ruling)	351
(2) 特別手続訴訟	354
(3) 取消請求訴訟	354
(4) 不作為訴訟	355
(5) 上訴	355
(6) 義務確認訴訟	357
(7) 諮問意見 (Opinion)	357

(8) 不適用の訴え	358
II 審理手続	358
1 書面手続	358
(1) 上訴状の提出	358
(2) 上訴状の送達	360
(3) 答弁書の提出	361
(4) 手続の停止	362
(A) 暫定命令	362
(B) 並行審理	362
(5) 反論書 (Reply) および再反論書 (Rejoinder)	362
(6) 暫定報告書の作成	362
(7) 法廷の形態	363
2 口頭審理準備手続および準備質問手続	363
(1) 口頭審理準備手続	363
(2) 準備質問手続	363
(A) 証人尋問	364
(B) 専門家報告書	365
(C) 口頭弁論の開始日	365
3 口頭審理	366
(1) 口頭審理開催申請	366
(2) 口頭審理の実施	366
4 判決発令	367
(1) 審議	367
(2) 判決書	367
(3) 判決書の訂正	368
(4) 判決の修正	368
(A) 第三者による判決の修正	369
(B) 当事者による判決の修正	369

目次

(5) 判決の解釈	369
5 特殊な審理形態	370
(1) 訴訟参加	370
(2) 暫定命令	370
(3) 迅速手続	371

資料 主要関連条文（邦訳）

① TFEU 条約（抜粋）	374
② 理事会規則2003年1号（抜粋）	376
③ 委員会規則2004年773号（抜粋）	391
④ 理事会規則2004年139号（欧州企業結合規則、抜粋）	400
• 事項索引	422
• 著者略歴	425